

児童館・仲よしクラブ・こころん等の指定管理委託について

塩竈市では、下記の施設・業務について質の向上とサービスの拡大を図るため、専門的なノウハウを持つ事業者へ、管理運営に関する業務を一括して指定管理者制度により委託することを検討しています。

1. 指定管理の対象施設及び実施事業

(1) 藤倉児童館・藤倉第一児童遊園

① 児童健全育成事業

② 地域交流促進事業

(2) 仲よしクラブ

① 放課後児童健全育成事業

(3) こころん

① 地域子育て支援拠点事業（親子ふれあい事業、子育て相談事業）

② つどいの広場

③ ほほえみ広場

④ ファミリー・サポート・センター

2. 指定管理者の選定方法

プロポーザル（企画提案）方式

3. 指定管理の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間（36か月）

4. 指定管理による質の向上・サービスの拡大（参考例）

(1) 藤倉児童館

- ・ 実施事業の充実（イベント等の内容・回数の充実）
- ・ 開館時間の延長（土曜日 8:30～12:00→8:30～17:00）
- ・ 対象者の拡大（市内に住所を有する児童→制限を設けない）

(2) 仲よしクラブ

① 放課後児童健全育成事業

- ・ 開所時間の延長（土・長期休業日の開始時間 8:30→8:00）
- ・ 職員の質の向上
（クラブリーダーの雇用と職員を指導する専門職員の配置・研修の充実）
- ・ 特色ある事業運営（指定管理者が持つ独自の事業運営 例：学力向上、給食等）

(3) こころん

①地域子育て支援拠点事業

- ・実施事業の拡大（土・日の事業 自由開放のみ→相談業務、イベント等の実施）

②つどいの広場

- ・対象者の拡大（市内在住の3歳未満の児童・保護者→0歳～就学前の児童・保護者）

④ファミリー・サポート・センター

- ・事務局運営日の拡大（月～金→祝日、年末年始を除く月～日）

(4) その他

- ・モニタリングの実施（利用者アンケート等による自己評価と改善、報告と指導）

※上記記載の内容は、すべて現時点での案となっております。

指定管理を実施するかどうかも含めて変更する場合がありますので取扱いにはご注意ください。